

桑名市民間活力導入に関する指針

～「新しい公共空間」の形成と

「効率的な行政運営」の推進を目指して～

市長公室政策経営課経営管理係

行政改革推進本部事務局

平成23年4月



目 次

1. はじめに	1
2. 公共サービスへの民間等の活用の必要性	2
3. 民間活力導入の基本的な考え方	4
4. 行政の活動範囲～範囲の明確化と効率化のチェック～	5
(1) 行政の活動範囲とは	5
(2) 行政の活動範囲の明確化による事務事業の点検	5
(3) 民間委託等の導入による効率化のチェック	6
(4) チェック表の活用による事務事業の点検への取り組み	7
5. 民間活力導入の手法	8
(1) 民営化	8
(2) 指定管理者制度	9
(3) P F I	9
(4) 市民協働	10
(5) 民間委託	10
(6) 人材派遣	11
6. 導入にあたっての手順	12
7. 民間活力導入に関する検証事項	17
(1) 委託等に係る適正な見積額の算定	17
(2) サービス水準の確保	17
(3) 責任所在の明確化	17
(4) 施設における市の管理責任	17
(5) 競争性・公平性・透明性の確保	17
(6) 法令遵守事項の徹底	18
(7) 業務従事者の適正な労働条件の確保	18
(8) 守秘義務及び個人情報の取扱いの徹底	18
(9) 行政として保有・蓄積すべき専門知識やノウハウ	18
8. 導入以降の取り組み内容	19
(1) モニタリングの実施	19
(2) 実施事業の評価	19
(3) 推進体制の整備	20
〔別紙〕 民間活力導入チェック表	21

1. はじめに

本市では、「桑名市総合計画」（平成17年度から平成28年度の10年間）のもと、魅力あふれる自立したまちづくりを進めている。

その一方で、地方分権の進展や世界的な景気低迷、少子高齢化など、地方自治体を取り巻く環境が刻々と変化する中で従来の手法での行政経営が成り立たない状況に陥っている。

こうした現状を鑑み、平成22年度から取り組みを開始した「桑名市行政改革大綱（第3次）～チャレンジプラン2010～」では、「管理から経営へ」という行政運営の再構築を目指し、その基本方針の一つとして「効率的な行政経営」の推進を図っている。

行政が提供する公共サービスは、住民ニーズの多様化、高度化に対応するため拡大の一途をたどってきた。

しかしながら、社会情勢が大きく変化している中で、行政が公共サービスを集権的に提供することは難しい現状である。

このような状況を打破するためには、これまで行政が集権的・独占的に公共サービスを提供するシステムから、民間等が有する高度な専門知識や経営資源を積極的に活用し、公共サービスの提供主体となり得る意欲と能力を備えた多様な主体（住民団体、NPO、企業等）が先進的、創造的に公共サービスを提供することのできるシステムに転換していく必要がある。

本指針は、市における行政の活動範囲を明確化しながら、市が関与する公共サービスについての最適な担い手（実施主体）の見直しを積極的に進める上での基本的なガイドラインとして策定したものであり、今後は、本指針に基づき、効果的・効率的な行財政運営に取り組んでいくものとする。

2. 公共サービスへの民間等の活用の必要性

現在は、世界的にも高い高齢化率、少子化に伴う人口減少等の環境変化に直面しており、家族や地域がこれまで自然に有していた機能が減衰し、保育や介護など地方自治体の公共サービスに対する期待が高まっている。

また、犯罪発生件数の増加、自然災害等の頻発などにより安心・安全に生活できる日常生活空間の確保など、地域の公共サービスに対するニーズは高まるばかりである。

一方、税収が伸び悩む中で公共投資に係る市債の償還に追われ、財政運営も厳しい中、「団塊の世代」の大量退職や、定員適正化計画により人的な配置も制約される。

このように、経営資源が制限されるも、公共サービスに対する住民ニーズは多様化・高度化するという状況の中、自治体は、これまで以上にサービスを効率的に提供していく必要があるが、今後、行政のみが住民ニーズに対応していくことには質的にも量的にも限界がある。

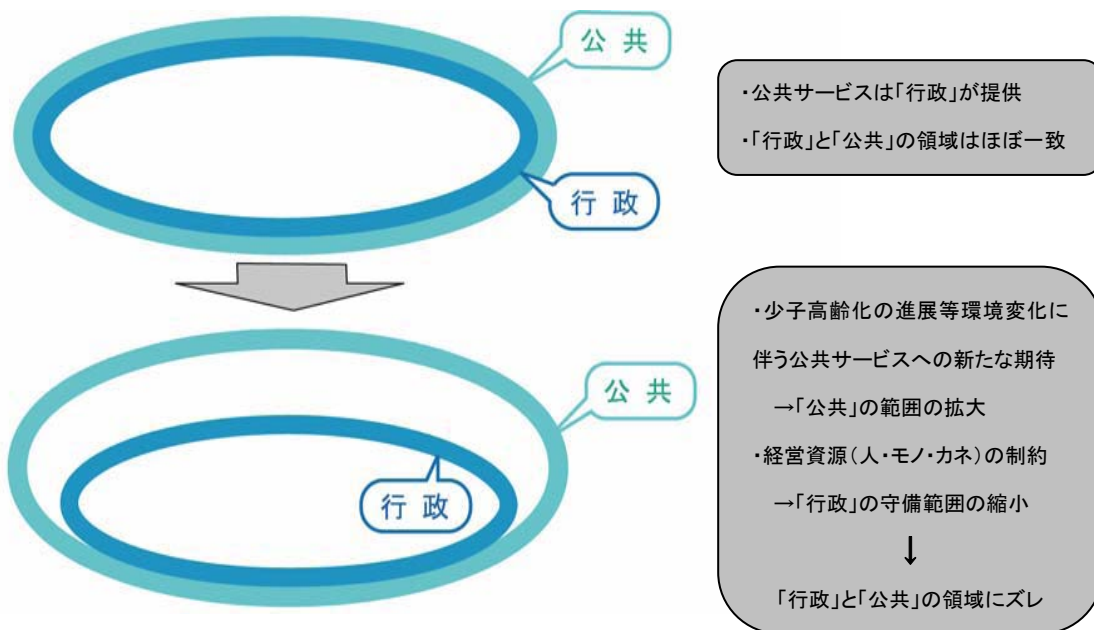
また、従来行政が担ってきた公共サービスについても、行政でなければ対応し得ないものから、NPOや住民団体、民間企業などでも十分対応し得るものまで様々なレベルが存在する。

このようなことからすると、今後の自治体においては、従来行政が担ってきた部分について、行政でなければ対応し得ないもの以外は、官民協働のための取り組みを行っていくことが重要と考えられる。

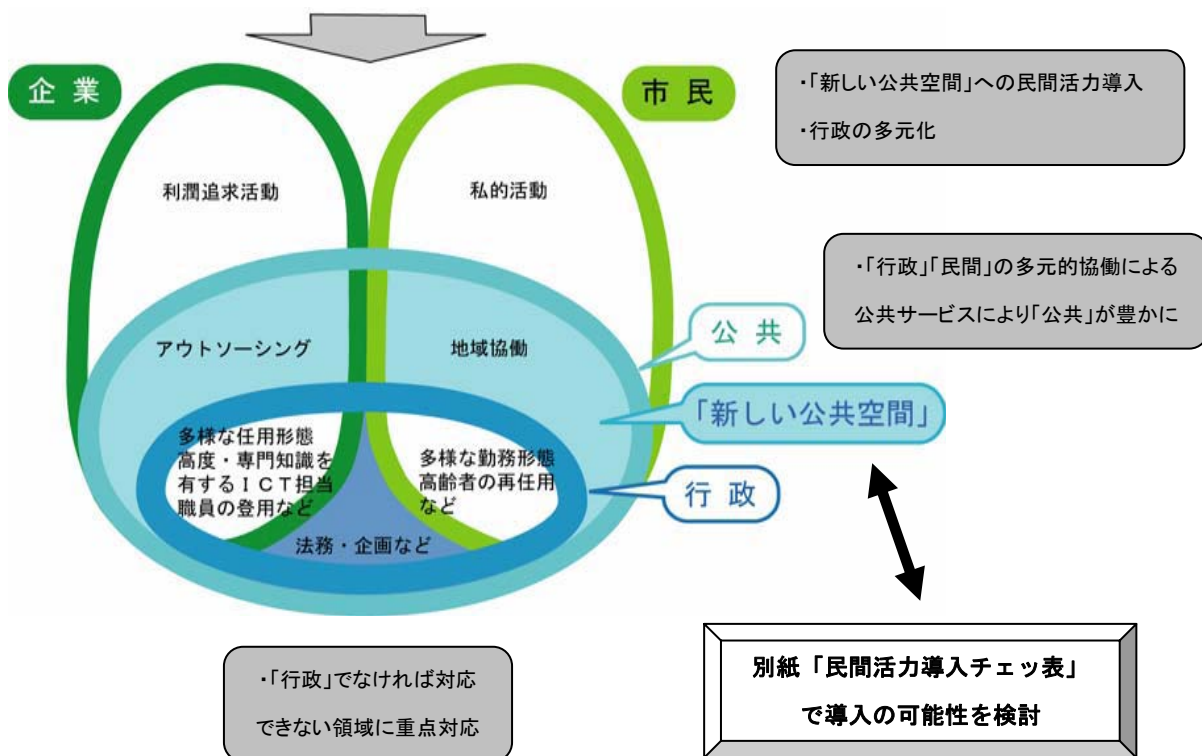
なお、2005年3月に公表された「分権型社会における自治体経営の刷新戦略－新しい公共空間の形成を目指して－」（分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会（総務省））においては、このような地域における様々な主体がそれぞれの立場で「公共」を担うことにより、地域にふさわしい多様な公共サービスが適切な受益と負担のもとに提供されるという地域社会像を「新しい公共空間」と表現し、その形成に向けた取り組みの重要性について指摘しているところである。

★行政の担うべき役割の重点化と「新しい公共空間」の担い手の多元化

(図1) これまでと現状の公共空間



(図2) これからの公共空間



※総務省「分権型社会における自治体経営の刷新戦略－新しい公共空間の形成を目指して－」より抜粋

3. 民間活力導入の基本的な考え方

本市が実施している事務事業や施設の管理運営について、「新しい公共空間」の考え方を基本に、効率性（コスト縮減）、専門性、行政責任の確保等の観点を踏まえつつ、市民サービスの向上を目指して、民間活力の導入を積極的かつ計画的に推進していくこととする。

その際、行政自らが事務事業を行うよりも、専門的な技術や知識を持つ民間等の活力を導入した方が費用対効果や効率性が認められる場合や、より地域に密着したNPOやボランティア団体などの市民活動団体が実施することにより、協働や住民参加などの施策目的が達成され、市民サービスが向上する場合には、積極的にこれらの民間活力を活用した行政運営を推進していくこととする。

また、民間活力の導入の推進にあたっては、国の規制緩和や制度改正の動向等を踏まえ、中長期的な視点にたった検討を行い、行政と民間の役割を見直しつつ、市民の意見を尊重しながら、民間活力の導入準備が整ったものから順次取り組んでいく。

特に、今後の行政運営にあたっては、限られた職員数により行政運営を行っていく必要があることから、職種別の職員の退職、新規採用の状況など別に定める定員適正化計画との整合性を図りつつ、「小さくて効率的な地方自治体」の実現のために、行政が担うべき業務の守備範囲を重点化し、計画的な民間活力の導入を推進していくこととする。

◎民間活力導入の目的

(1) 行政資源の重点配分

民間活力の導入により、市の限られた行政資源を効率的に活用し、市が直接実施しなくてはならない分野に重点配分し、市民ニーズへの迅速、的確な対応を図る。

(2) 官民の役割の見直しによる市民満足の上昇

行政が担うべき役割は何であるかを十分に検討した上で、民間が実施主体として役割を担うべきもの、担うことが十分に可能なものについては、行政は極力撤退し、積極的に民間に委ねていく。

これにより、民間の有する専門性や機動性、ノウハウを活かし、より質の高いサービスを低いコストで提供することが可能になり、結果として市民満足の上昇を図ることができる。

(3) 協働によるまちづくりの推進

子育て、介護、教育などマンパワーを必要とする様々な分野において、新しい公共の担い手として、NPO、市民団体、ボランティア団体などの参加を促し、自治意識の高揚を図りながら、協働によるまちづくりを推進する。

4. 行政の活動範囲～範囲の明確化と効率化のチェック～

(1) 行政の活動範囲とは

本指針において、「行政の活動範囲」とは、図2（3頁）において、「新しい公共空間」及び「行政」に該当する領域とし、ここに該当しない「企業の利潤追求活動」や「市民の私的活動」など、行政の活動範囲外の活動領域とする。

行政の活動範囲は、市が直接、実施主体となる領域と市が管理・指導・育成などの関与を行う必要がある領域から構成されるが、今後は、より効果的・効率的なサービスを提供していくため、最適な実施主体を選択することにより、市が直接、実施主体となる領域を縮小していかなければならない。

(2) 行政の活動範囲の明確化による事務事業の点検

市の事務事業等については、法令等に基づき市が実施すべき事務事業等の視点及び法令等に基づかない事務事業等については、「必要性」、「公共性」、「税金投入」の視点から見直し、適正であると判断されたものを「行政の活動範囲」内のものとみなし、それ以外の事務事業等については廃止も視野に入れ検討を行う。

また、今後新たに取組もうとする新規事業においても、既存の事務事業と同様に検討を行うこととする。

①法令等に基づき市が実施すべき事務事業等

ア 法令等に基づき、市が直接実施主体として定められている事務事業等

イ 許認可など公権力の行使にあたる事務事業等

（ただし法令等により民間等が実施できるとされているものを除く。）

②法令等に基づかない事務事業等

事務事業等について、次に掲げる〔必要性の視点〕〔公共性の視点〕〔税金投入の視点〕から、データ等を用いて論理的に説明できるものを行政の活動範囲内とし、それ以外の事務事業等については存続について検討を行う。

〔必要性の視点〕

- ・事業開始当初の目的を既に達成していないか。
- ・利用者数が減少するなど形骸化していないか。
- ・事業成果が、総合計画の基本事業に定められた施策目的の実現に寄与するのか。

〔公共性の視点〕

- ・利益に偏りが無く、市民全体の福祉の増進に寄与する事業であるか。
- ・特定の市民や団体を対象としたサービスであっても、サービスの提供を通じて、市民にも受益が及ぶ事業であるか。

〔税金投入の視点〕

- ・経営資源を、税金を投入して市が提供する必要があるか。

（民間市場原理に任せることにより、目的を達成することはできないか。）

- ・税金の投入による公権力の行使が、市場の規制につながらないか。

(3) 民間委託等の導入による効率化のチェック

行政の活動範囲内とされた事務事業等を実施するにあたっては、民間等（企業、住民団体、NPO、公益法人など）が保有する経営資源を調達、活用し、効率的、効果的にサービスの提供等を行うため、次に掲げる視点に照らし、事務事業等を企業等に委託する従来からの民間委託のみならず、指定管理者制度、民営化など、適切な手法を検討するものとする。

①市民満足度の向上

民間の有するノウハウを活用することにより、市民ニーズに応じた新たなサービスの展開など、市民満足度が高まるものであること。

- ・民間のノウハウ、創意工夫により、新たな市民サービスの実施が期待できるか。
- ・市民ニーズへの細かな対応が図られるか。
- ・事務処理のスピード化など市民サービスの向上が図られるか。

②経費の削減と行財政の簡素化

民間の弾力的な経営手法の活用等によって、より効率的な処理が可能となり、経費や職員定数の削減が見込まれるとともに、新たな行政需要への迅速かつ積極的な対応を可能にするものであること。

- ・経費の削減につながるか。
- ・職員数の抑制につながるか。
- ・組織・機構の簡素化につながるか。

③事務処理の効率化

不定期に事務を処理する場合や短期的に大量の事務を処理する必要がある場合、又は、時限的な業務など業務量に時期的な変動が大きい場合などにおいて、民間活力を活用することにより柔軟な業務処理体制が可能になるものであること。

- ・臨時的・短期的な事務処理に効率的に対応できるか。
- ・変則的勤務に対し弾力的な対応ができるか。
- ・事務処理がより、迅速、的確に行えるか。

④高度な知識・技術の活用

民間に委ねることによって専門的知識・技術が確保されるものであること。

- ・技術革新の進歩が速く、市での専門的知識、技術等の蓄積が困難ではないか。
- ・市における人材確保が困難となっていないか。
- ・専門家の高度な知識・技術の活用ができるか。

⑤パートナーシップの推進

市民による主体的な事業実施が期待され、パートナーシップのもと、自治意識の高揚が図られ、まちづくりに寄与するものであること。

- ・市民の自治意識の高揚につながるか。

- ・地域への関心や愛着、市民同士の交流等が深められるか。
- ・地域におけるニーズにきめ細かく対応できるか。

⑥制度改正への的確な対応

指定管理者制度や「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（以下「公共サービス改革法」という。）に基づく民間競争入札など、公共サービス分野における民間参入の規制緩和が進んでいることから、今後もこのような国の動き等を的確に捉え、対応可能な手法から順次検討を進める。

（４）チェック表の活用による事務事業の点検と導入可能性の検討

行政の活動範囲を明確にし、さらに民間活力導入の可能性を検討する上で、別紙「民間活力チェック表」を活用し評価を行うものとする。

事務事業のチェックにあたっては、担当・非担当を問わず所属全体の意見を尊重し、既成概念にとらわれることなく検討を行う。また、政策経営課においては、随時必要な助言を行い、可能な限り統一した認識のもとで取り組みが進められるような体制を整えることとする。

5. 民間活力導入の手法

民間活力導入の具体的手法については、次に掲げる手法を対象とし、事務事業の内容や手法の特性に応じて、どの手法が適切か検討する。

- (1) 民営化
- (2) 指定管理者制度
- (3) P F I
- (4) 市民協働
- (5) 民間委託
- (6) 人材派遣

(1) 民営化

施設の民間移譲等により、サービスの提供を民間が実施主体として担うこと。

【民営化の判断基準】

- ①需要が多くあるか
- ②同種のサービスを提供する民間事業主体があるか
- ③受益者負担を求めることができるか

【民営化を検討すべき事務事業】

- ①法令等の改正又は目的が既に達成され、市が実施主体となって行なう必要が失われた、又は減少したもの
- ②民間によって、同種のサービスが提供されていて、市が実施主体から撤退しても十分なサービスの量や質が継続して確保されるもの
- ③市がサービスを提供するよりも民間がサービスを提供する方が、質や量、コスト面での向上が期待できるもの
- ④サービスの需要が多くこれに伴う収入が見込まれ、民間の経営努力により採算がとれると見込まれるもの

【民営化にあたっての留意事項】

①利用者の視点に立った取り組み

利用者等に対する情報提供、意見聴取など、民営化に理解を得るよう努める。

②事前・事後の検証

予想されるサービスの質や量、コスト、受益者負担の程度などについて、市が継続する場合と比較検証を行なう。また、民間事業者の業務執行能力などの実施主体としての的確性についても十分な検討を行うとともに、市が監督・指導を行う体制を整える。

③民営化への段階的移行

民営化を円滑に実施するために、必要に応じて経過的な措置を講ずるなど、民営化の段階的な移行を検討する。（事前に民営化後の実施主体として予定する者に

業務を委託する、民営化後期限付きで財政その他の支援を行なう等)

(2) 指定管理者制度

市が設置した公の施設について、その設置目的を達成するために、民間の経営能力や技術を活用して施設の管理運営を委ねること。導入の検討にあたっては、「桑名市公の施設の指定管理者制度導入に係る基本方針」(平成17年4月策定、平成18年8月改訂、平成25年4月改訂)を参考にすること。

【指定管理者制度導入の判断基準】

- ①市民(利用者)サービスが維持・向上するか
(利用者数の増加や将来的に利用料金の引き下げが見込めるかなど)
- ②市民の平等利用が確保できるか
- ③管理運営経費の削減が図れるか
- ④施設の設置目的が達成されるか

【指定管理者制度の導入を検討すべき施設】

- ①新たに設置する施設
- ②利用料金制の採用が可能な施設
- ③使用許可権限を付与することに問題のない施設
- ④現在、管理業務の一部又は相当の部分を民間に委託している施設
- ⑤民間の施設と競合する施設
- ⑥管理主体に関し、個別法による制約のない施設
- ⑦利用者の個人情報保護が容易に図られる施設

(3) P F I (Private Finance Initiative)

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(P F I 推進法)」に基づき、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備を行なうものであり、設計・建設・維持管理・運営を一体的に扱うことによる事業コストの削減や質の高いサービスを提供するための手法。

【P F I 導入にあたっての留意事項】

P F I では行政にはない知識やノウハウを必要とし、また事業のメリットを發揮するためには一定以上の事業規模が必要とされることから、十分に研究した上で活用を検討する。

【P F I が導入できる施設】

- ・公共施設：道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、下水道、工業用水道等
- ・公用施設：庁舎、宿舍等
- ・公益的施設：公営住宅、教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等
- ・その他の施設：情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、

観光施設、研究施設

(4) 市民協働

市民及び様々な団体と市、また団体同士が、共通する課題の解決や目的の実現のため、互いの特性を認め、対等な立場で役割分担を行いながら、協力すること。

【市民協働の導入時の留意点】

- ①各団体の自立性・自主性を保ち、特性を十分認識し、尊重すること
- ②各団体と市が対等な関係であること
- ③両者の関係が透明性のある関係であること
- ④各団体の実績、能力の把握に努め、専門性、機動性などの長所を活かすこと
- ⑤対象が、コミュニティ施設、公園、子育て、介護、教育など、市民協働で実施することが妥当である施設又はサービスであること
- ⑥地域住民の主体的な取り組みや地域コミュニティの活性化を促進すること

(5) 民間委託

市が行政責任を果たす上で必要な監督権などを留保したうえで、その事務事業等を民間企業、外部の団体及び個人などに委ねること。

【民間委託の判断基準】

- ①市民サービスが維持・向上するか
- ②人件費等の経費節減が図れるか
- ③事務処理の効率化が図れるか
- ④外部の専門的知識や技術の活用が図れるか

【民間委託を検討すべき事務事業】（類型事務事業の例）

- ①定型的なもの
 - ・データの入力、集計業務
 - ・データベースの構築、データ管理
 - ・各種統計、調査業務、市有財産等の管理
 - ・使用料・手数料等の徴収、収納業務
 - ・文書の收受、発送業務、受付案内、電話交換
- ②常時職員を配置する必要のない臨時的なもの
 - ・展示会・展覧会の開催業務
 - ・定期健康診断業務、試験の作成・採点
- ③イベント、研修会、講習会等、委託により効果的な運営が期待できるもの
 - ・基本的指針を示した上での企画全般
 - ・会場設営・撤去、駐車場整理
 - ・受付、会場案内、研修会・講習会の企画運営業務
- ④管理、運営など委託により弾力的・効果的な運営が期待できるもの

- ・ 公の施設の管理運営業務(指定管理者)
 - ・ 庁舎等の維持管理業務・公用車等の管理・運行業務
 - ・ 介護サービスや保育所の管理運営
- ⑤民間の専門的な知識、技術、設備等の活用が期待できるもの
- ・ システム開発等の情報関連業務
 - ・ 設計、施工監理、測量、地質等調査
 - ・ 調査、分析、検査、測定業務
 - ・ 用地買収関連業務、給食調理業務
- ⑥同種の業務を行う民間事業主体が多いもの
- ・ 各種宣伝業務
 - ・ 広報業務
 - ・ 広報資料作成業務（広報誌作成等）

【民間委託の検討における留意事項】

- ①民間委託を検討する際は、まず次に示す項目について検証を行なう。
- ・ 各種法令に適合している
 - ・ 個人情報などの情報管理が確保できる
 - ・ 将来的にも安定的に業務の遂行が可能
 - ・ 責任の所在が明確である
 - ・ 事故発生時など緊急時の対応が可能
 - ・ 同一事務事業（業務）において、すでに民間委託を実施した実績がある
- ②公権力の行使・政策立案などにかかわるものであっても、それに付随する定型業務等については細分化して民間委託を検討する。
- ③類似した事務事業を一括して委託するなど、スケールメリットを発揮することにより、民間委託ができないか検討する。
- ④市が直接実施する場合に比べ、委託した場合にサービス水準が向上するか、コスト等の削減が図れるか事前に比較・検討を行う。

(6) 人材派遣

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（労働者派遣法）」に基づき、労働者派遣事業者から労働者の派遣を受け、市の指揮命令下で業務に従事させること。

【人材派遣の導入にあたっての留意点】

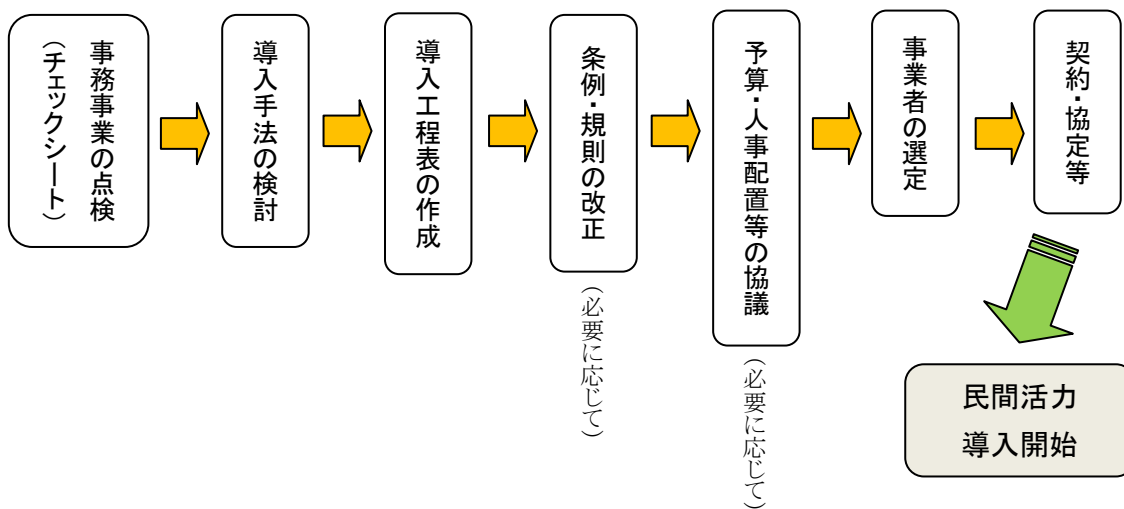
- ①業務の種類等に応じ、派遣受入可能期間の制限がある。
- ②一定の場合には、派遣先は雇用契約の申し込み義務が生じる。
- ③労働派遣契約以外の業務をさせてはならない。
- ④派遣先責任者の選任、派遣先管理台帳の作成等、労働者派遣法第3章第3節の派遣先の講ずべき措置の義務を果たすこと。

⑤一般事務への安易な導入は行わないこと。

【人材派遣の導入を検討する業務】

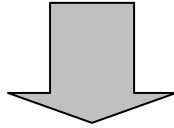
- ①労働者派遣法で規定される専門的な知識、技術又は経験を必要とする「28業務」
- ②3年以内の有期プロジェクト業務

6. 導入にあたっての手順



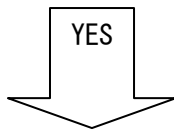
★民間活力導入の検討イメージ

市が実施する事務事業全般の点検



行政が実施すべき公共サービスか？
【行政の活動範囲の明確化】
 ①法令等に基づき市が実施すべき事務事業等
 ②法令に基づかない事務事業等
 ・必要性の視点
 ・公共性の視点
 ・税金投入の視点
 から、論理的に説明できるもの

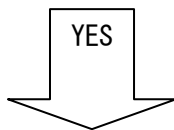
事務事業の廃止
 民営化等の検討



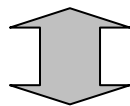
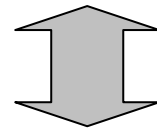
行政が実施すべき公共サービスとして、直接実施する必要があるか？

NO

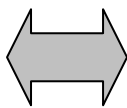
【民間委託等の導入による効率化等の視点】
 ①市民満足度の向上
 ②経費削減と行財政の簡素化
 ③事務処理の迅速化
 ④高度な知識・技術の活用
 ⑤パートナーシップの推進
 ⑥制度改正への的確な対応



直営による実施



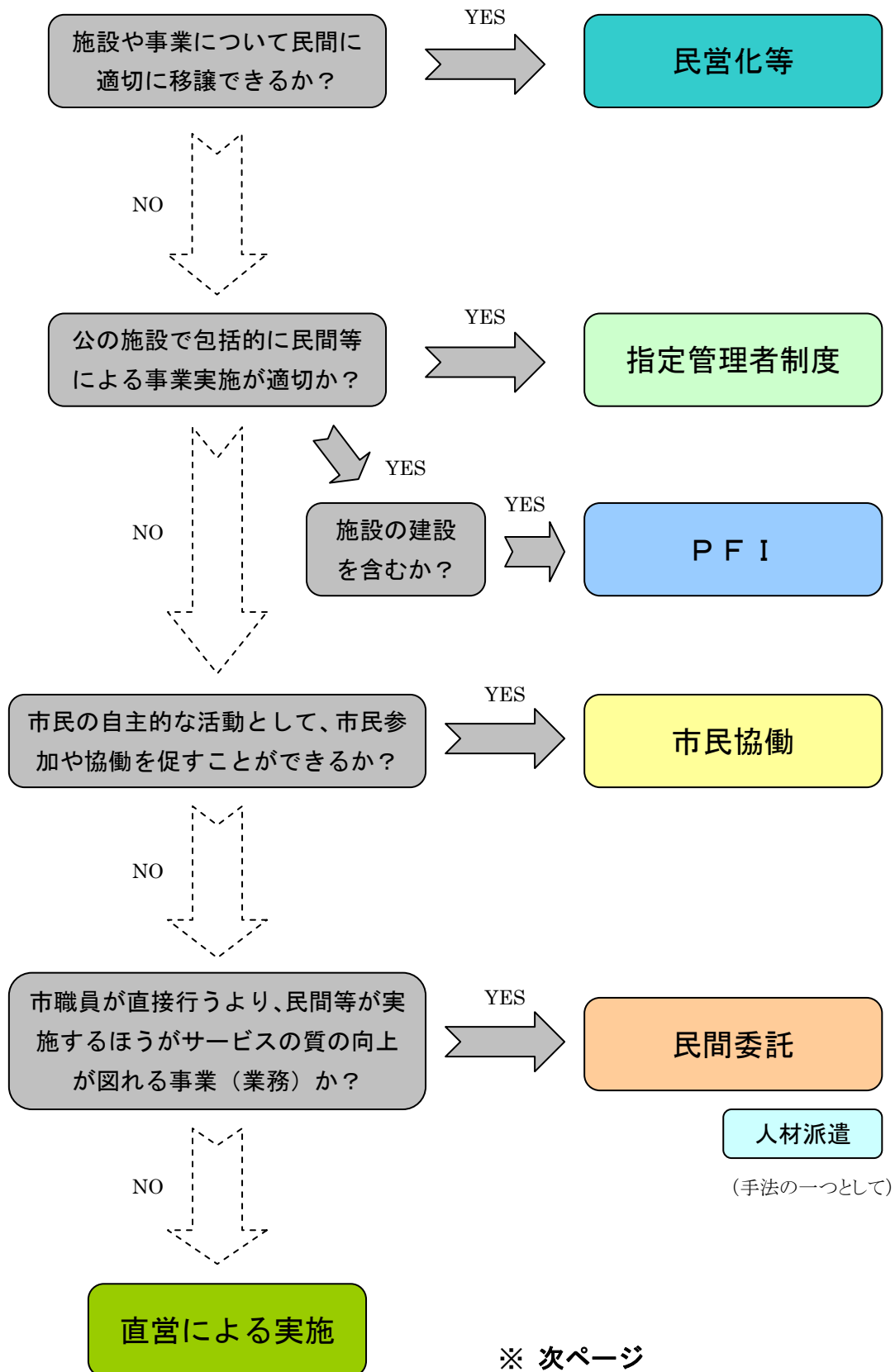
継続的見直し・点検
 (モニタリング)
 (実施事業評価) 等



指定管理者制度 PFI
 市民協働 民間委託

※次ページ「適切な手法の選択」へ

★民間活力導入の適切な手法の選択



※ 次ページ
「民間活力導入手法の分類一覧」へ

★民間活力導入手法の分類一覧

導入手法	制度の概要	判断基準	類型事業の例	留意事項等
民営化	施設の民間委譲等により、サービス提供の実施主体が民間等となる。	①法令改正や目的達成により、市が実施主体である必要がない。 ②民間で同種サービスが提供されている。 ③民間等が行うほうがサービス向上が期待できる。 ④需要が多く収入が見込め民間の経営により採算が取れる。	・養護老人ホーム ・保育所 ・幼稚園 ・公営住宅 等	・利用者の視点に立ち民営化に理解を得る。 ・市が継続実施する場合との比較検証 ・市の監督・指導体制の整備 ・必要に応じた段階的移行
指定管理者制度	公の施設の目的達成のため、民間の能力・技術を活用して管理運営を委ねる。	①利用者サービスの向上 ②市民の平等利用の確保 ③管理運営経費の削減 ④施設の設置目的の達成	・新規の施設 ・利用料金制の採用可能施設 ・一部を民間委託している施設 ・民間と競合する施設 ・法制約が無い施設	・安定的、効率的な管理運営 ・公共性、公平性の確保 ・サービスの向上 ・情報公開及び危機管理 ・経費の縮減
PFI	PFI推進法に基づき民間の資金・能力を活用し、公共施設の整備、運営等を行う。	①事業計画等が具体化している ②事業に制度的な制約がなく、民間に委ねられる ③VFM（バリュー・フォー・マネー）がある ④民間事業者のノウハウが十分に活かせる事業領域である ⑤事業が長期にわたり安定的に継続される ⑥事業実施までに期間的余裕がある	・公共施設 …道路・公園等 ・公用施設 …庁舎等 ・公益的施設 …教育文化施設 等	・民間の知識やノウハウ、事業メリットの発揮に一定規模が必要であり、十分な研究が必要

市民協働	市民、団体、市が相互に役割分担を行い協力する。	<p>①その強い目的意識が行政の目的と一致するとき</p> <p>②採算性が低い部門にも独自の事業展開が可能である</p> <p>③市民参加意識の高まりや地域の活性化などに効果が波及する可能性がある</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業委託 ・実行委員会、協議会 ・共催 ・事業協力 ・情報交換、情報提供、ワークショップ ・助成、補助金 ・後援 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の自立性・自主性の保持、特性の尊重 ・団体と市の対等、透明性のある関係 ・各団体の長所を活かす ・対象施設・サービスが市民協働にふさわしい ・地域コミュニティの活性化を促進する
民間委託	必要な監督権などを留保したうえで事務事業等を民間企業等に委ねる。	<p>①定型的なもの</p> <p>②臨時的なもの</p> <p>③委託による効果的運営</p> <p>④民間等の専門的技術等が生きる</p> <p>⑤民間事業主体が多い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受付案内 ・展示会開催 ・基本的指針を示した上での企画全般 ・給食調理業務 ・広報資料作成業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・法への適合 ・情報管理 ・安定した業務 ・責任の所在 ・緊急時の対応 ・サービス向上とコスト削減の比較

7. 民間活力導入に関する検証事項

(1) 委託等に係る適正な見積額の算定

民間委託等に係る見積額は、それぞれの事務の種類、性格、内容に応じて、その**算定根拠を明確**にするとともに、**適正化**に努めなければならない。

算定に当たっては次のことに留意する。

ア 委託等の見積額を算定する場合には、**標準的な作業量、処理量、労務単価の把握**に努めるとともに原価意識を持ち算定すること。

イ 同種事務を行っている**他部課・他市等の情報の収集**に努めるとともに、委託業務に関する**市場の動向等**についても十分把握すること。

ウ 委託料等の**年度別の推移や経済環境**に留意し、当該委託等の見積額が適切かどうかの検証を行うこと。

(2) サービス水準の確保

達成すべきサービス水準を可能な限り**仕様書等に具体的に示し**、サービス水準の確保、向上に努めること。業務の実施過程においては、**定期的にこれを検証**し、サービスの低下が明らかな場合には適切な指導を行うこと。

(3) 責任所在の明確化

市の行政責任を確保するために、市と民間との役割分担及び責任の範囲を**契約書、協定書等により明確化**しておくとともに、契約の履行過程において**市の管理監督が十分機能**するよう留意すること。

(4) 施設における市の管理責任

民間委託等により施設の管理運営を実施している施設においては、施設設置者である市の責務として、事故を未然に防止するため、**実地調査を含めた施設、設備の保守・安全確認等**、管理監督に努めること。

あわせて、施設・設備や業務内容において、万一の事故が発生した場合を想定し、**危機管理マニュアル等を策定**し、これに基づく、市と指定管理者等との連携について、**十分、協議を図るとともに、指定管理者等の対応の徹底及び検証等の指導**を行うこと。

(5) 競争性・公平性・透明性の確保

民間委託等の相手方の決定にあたっては、正当な理由なく、相手方の長期にわたる固定化や業務の独占などが生じることのないよう、関係法令に十分留意し、**入札や公募などによる競争性・公平性・透明性をもった手続き**により行うこと。

また、**競争によらず、相手方を決定する場合**には、事務事業等の性質上、当該相手方以外への委託等の可能性の有無を検証し、その**理由を明らかに**すること。

なお、**契約当初は一者との随意契約**であっても、同様の事務をより効果的に扱う者が新たに出てくることもあり、市場の動向等について十分把握し、**競争性を確保**すること。

(6) 法令遵守事項の徹底

法令（労働基準法、労働者派遣法など労働関係諸法令、地方自治法など）等事業実施者が当然遵守しなければならない事項については、**民間委託等の検討段階から十分留意**するとともに、**契約書、協定書等において徹底**しておくこと。特に労働者派遣法に基づく労働者派遣契約以外の契約により従事している者には、事務上、直接指揮監督できないことに十分留意すること。

(7) 業務従事者の適正な労働条件の確保

契約書等で労働関係諸法令の遵守を徹底する他、発注にあたり仕様書等を通じ民間委託等の相手方に**業務従事者の適正な労働条件（勤務時間、賃金等）**について留意を促すなど、その確保に努めること。

(8) 守秘義務及び個人情報の取扱いの徹底

機密の保持が必要となる業務については、**機密の保持が担保できるよう徹底**すること。特に、個人情報に関する事項については、「**桑名市個人情報保護条例**」に基づき、その適切な取扱いを徹底すること。

(9) 行政として保有・蓄積すべき専門知識やノウハウ

民間活力を導入したとしても、行政としての責任を果たしていくためには、導入した事業について行政がそれらの**企画立案、指揮監督および評価ができる専門知識や能力を保有**している必要がある。

そのためには、これまで市で蓄積してきた専門知識や技術、基本的なノウハウについては、その維持・向上に努め、その**能力が減退しないよう人材育成**も行うこと。

8. 導入以降の取り組み内容

本指針は、本市の民間活力の導入・活用における方針・手法等の方向性を示したもので、具体的な取り組みは、「チャレンジプラン2010～桑名市行政改革大綱（第3次）～」に位置付けて積極的に推進していくものとする。

また、本指針は、国の規制改革、社会情勢、経済情勢、市民ニーズの変化等の動向の把握に積極的に努め、実施事業については評価を行うとともに民間活力の導入の考え方や方向性を見直す必要が生じた場合は、速やかに検証、見直しを行い、変更あるいは新規策定等を行うものとする。

（1）モニタリングの実施

民間活力を導入する目的が「安くて質の高い公共サービスが提供されること」であることから、これまで行政が直接提供してきた公共サービスの内容と比較し、民間事業者等は利用者に対して内容の向上したサービスを提供することが求められる。このことを確認するため、市は、日頃から民間事業者等が提供しているサービスの内容を把握することが必要である。

このように民間活力を導入した事業の公共サービスが、適正かつ確実な方法で提供され、かつ、質の低下がないことを、市の施設管理者等が適切な方法で監視することをモニタリングという。

モニタリングは、あらかじめ市が設定した公共サービスの要求水準を保持し、継続して安定したサービスの提供が行われているかを監督し、同水準が守られていない場合には、民間事業者等に対して事業の改善を促すものである。

また、モニタリングを実施し利用者からの意見を意識することで、民間事業者等が提供する公共サービスの質の確保、利用者満足度の向上が見込まれる。

本市では、提供する公共サービスの内容に応じたモニタリングについては、「指定管理者制度のモニタリングに関する基本指針」を参考に、その必要性及び方法を個別に検討し、実施することとする。

（2）実施事業の評価

市が実施する事務事業に民間活力を導入する目的は、地方分権が進展する中であって、限りある行政資源を最大限に活用し、多様化・高度化する市民ニーズに効率的・効果的に対応し、より質の高い市民サービスを提供するためである。

そのためにも、民間のノウハウ等を活用しつつ、経費の節減を図り、効率的で質の高い行政経営を行う必要がある。

したがって、事業実施に当たっては、事前にその効果について評価を行うことはもとより、事業実施後にあっても提供された市民サービスの質について、行政評価の視点から検証を行い、PDS（Plan：計画策定→Do：実施→See：検証）サイクルに基づい

て見直すこととする。特に市民ニーズの高い事業にあつては、事業実施中であっても、必要に応じてその成果を検証することとする。

(3) 推進体制の整備

民間活力の導入は、直接に事務事業を所掌する部署だけで実施できるものもあるが、民営化や民間委託あるいは指定管理者制度における職員の再配置や、図書館等複合型公共施設での事例のあるPFI事業のように関連部署との共同作業が必要であるなど、その多くは、事務事業を所掌する部署のみで実施することが困難であり、推進のための組織横断的な体制を整備して取り組む必要がある。

その中であつて、財務・人事・法務・契約を主管する部門は、民間活力の導入事業としての適否を見極め推進する上で、非常に重要な位置を占める。

特に、人事部門の関与は、本市の定員適正化計画と関連して推進するうえで、極めて重要な役割を担うこととなる。

さらに、民間活力の導入には、民間事業者等の適正を見極めて監督・指導するための人材育成が、必要不可欠でもある。

このようなことから、本市においては、財務・人事・法務・契約部門を中心とした民間活力の導入のための推進体制を整備して取り組むこととする。

〔別紙〕民間活力導入チェック表

◎民間活力導入チェック表

		担当課	
		作成者	
事務事業名			
現在の実施方法	<input type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 一部委託	

※「はい」が多いほど、行政の活動範囲として適切である。

		はい	どちらとも いえない	いいえ
行政の活動範囲として適切であるか	法令等に基づき市が実施すべき事務事業等			
	〔必要性の視点〕			
	・事業開始当初の目的を既に達成していないか。			
	・利用者数が減少するなど形骸化していないか。			
	・成果・効果を説明できるか。 また、総合計画の基本計画の施策目的の実現に寄与するか。			
	〔公共性の視点〕			
	・私的な利益に偏っておらず、市民全体の福祉の増進に寄与する事業か。			
	・特定の市民や団体を対象としたサービスであっても、第三者にも受益が及ぶ事業であるか。			
	〔税金投入の視点〕			
	・経営資源を、税金を投入して市が提供する必要があるか。			
・税金の投入による公権力の行使が、市場の規制につながらないか。				

※「はい」が多いほど、民間委託できる可能性が高い。

		はい	どちらとも いえない	いいえ
民間委託等の可否について	①市民満足度の向上			
	・民間のノウハウ、創意工夫で、新たな市民サービスの実施が期待できるか。			
	・市民ニーズへの細かな対応が図られるか。			
	・事務処理のスピード化など市民サービスの向上が図られるか。			
	②経費の削減と行財政の簡素化			
	・経費の削減につながるか。			
	・職員数の抑制につながるか。			
	・組織・機構の簡素化につながるか。			
	③事務処理の効率化			
	・臨時的・短期的な事務処理に効率的に対応できるか。			
	・変則的勤務に対し弾力的な対応ができるか。			
	・事務処理がより、迅速、的確に行えるか。			
	④高度な知識・技術の活用			
	・技術革新の進歩が速く、市における専門的な知識、技術等の蓄積が困難となっていないか。			
	・市における人材確保が困難となっていないか。			
	・専門家の高度な知識・技術の活用ができるか。			
	⑤パートナーシップの推進			
・市民の自治意識の高揚につながるか。				
・地域への関心や愛着、市民同士の交流等が深められるか。				
・地域におけるニーズにきめ細かく対応できるか。				

所管課の評価

<input type="checkbox"/> 直営		<input type="checkbox"/> 民間委託等	<input type="checkbox"/> 廃止または民営化
理由			